

緊急輸送道路等における既設電柱占用制限導入計画【R6～R10】

番号	道路管理者	路線名	区域	延長 (km)	撤去する電柱 の占有者	撤去する 電柱本数	撤去する電線 の占有者	法第37条 指定の時期	猶予期 間	撤去目的	代替措置の 完了予定年度	備考
1	東北地方整備局 岩手河川国道 事務所	国道46号	盛岡市永井16地割11-1地先 ～ 盛岡市津志田16地割167地先	1.5	①東北電力NW(株)	①2本	東北電力NW(株) 東日本電信電話(株) (株)トークネット	R6年度	10年間	盛岡南ICと盛岡市の防災拠点(盛岡市役所)を結ぶ防災上重要な区間であるため	電線共同溝:R9	
2	東北地方整備局 岩手河川国道 事務所	国道4号	盛岡市津志田南1丁目101-4地先 ～ 盛岡市津志田中央2丁目201-8地先	0.3	①東日本電信電話(株)	①1本	東北電力NW(株) 東日本電信電話(株) (株)トークネット	未定	-	盛岡南ICと盛岡市の防災拠点(盛岡市役所)を結ぶ防災上重要な区間であるため	電線共同溝:未定	
3	東北地方整備局 岩手河川国道 事務所	国道4号	盛岡市津志田中央2丁目201-8地先 ～ 盛岡市津志田町2丁目110-1地先	0.4	-	-	-	-	-	-	地中化済	
4	東北地方整備局 岩手河川国道 事務所	国道4号	盛岡市神子田町304-12地先 ～ 盛岡市茶畑1丁目19-1地先	1.0	①東北電力NW(株) ②東日本電信電話(株)	①15本 ②12本	東北電力NW(株) 東日本電信電話(株) (株)トークネット 岩手ケーブル	未定	-	盛岡南ICと盛岡市の防災拠点(盛岡市役所)を結ぶ防災上重要な区間であるため	電線共同溝:未定	
関連 計画 1	東北地方整備局 岩手河川国道 事務所	国道46号	盛岡市永井1地割47-1地先 ～ 盛岡市永井16地割11-1地先	0.6	①東北電力NW(株)	①6本	東北電力NW(株) (株)トークネット	未定	-	盛岡南ICと盛岡市の防災拠点(盛岡市役所)を結ぶ防災上重要な区間であるため		No.1～3 の 関連計画
関連 計画 2	東北地方整備局 岩手河川国道 事務所	国道46号	盛岡市津志田16地割167地先 ～ 盛岡市津志田15地割27-10地先	0.3	①東北電力NW(株)	①2本	東北電力NW(株)	未定	-	盛岡南ICと盛岡市の防災拠点(盛岡市役所)を結ぶ防災上重要な区間であるため		No.1～3 の 関連計画
関連 計画 3	東北地方整備局 岩手河川国道 事務所	国道4号	盛岡市津志田町2丁目110-1地先 ～ 盛岡市神子田町304-12地先	2.9	①東北電力NW(株) ②東日本電信電話(株)	①22本 ②14本	東北電力NW(株) 東日本電信電話(株) (株)トークネット 岩手ケーブル 東北電力(株)岩手	未定	-	盛岡南ICと盛岡市の防災拠点(盛岡市役所)を結ぶ防災上重要な区間であるため		No.1～3 の 関連計画
関連 計画 4	岩手県	県道36号 (上米内湯沢線)	盛岡市羽場9地割地先 ～ 盛岡市永井1地割47-1地先	0.5	①東北電力NW(株) ②東日本電信電話(株)	①9本 ②8本	東北電力NW(株) 東日本電信電話(株)	未定	-	盛岡南ICと盛岡市の防災拠点(盛岡市役所)を結ぶ防災上重要な区間であるため		No.1～3 の 関連計画
関連 計画 5	岩手県	国道106号	盛岡市茶畑1丁目20-2地先 ～ 盛岡市中野橋通2丁目12-17地先	0.4	①東北電力NW(株) ②東日本電信電話(株)	①2本 ②1本	東北電力NW(株) 東日本電信電話(株)	未定	-	盛岡南ICと盛岡市の防災拠点(盛岡市役所)を結ぶ防災上重要な区間であるため		No.1～3 の 関連計画
関連 計画 6	岩手県	国道106号	盛岡市中野橋通2丁目12-17～盛岡市内丸12-2地先	1.2	-	-	-	-	-	-	地中化済	No.1～3 の 関連計画

